平成２１年（フ）第４３号
熊本県球磨郡湯前町740番地
債務者　鶴下　鐵男
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第３０６号
青森市大字油川字大浜180番地108　ハイツサンジャク５号
債務者　倉谷　雅彦
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
川崎市川崎区四谷上町13番８―401号　メゾン・ド・アミティエ
債務者　泉　　正貴
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
川崎市多摩区西生田１丁目８番１―704号
債務者　辻元　宏之
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
川崎市多摩区生田８丁目17番10―202号　サンパレス生田
債務者　森口　哲也
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
川崎市多摩区西生田４丁目19番17―116号
債務者　田中　一江（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
横浜市鶴見区矢向１丁目18番17号　エステートピア加藤101
債務者　鎌田　直人
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
川崎市川崎区江川１丁目10番２号　フレンズマンション203
債務者　伊東　良恵
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
川崎市川崎区小田１丁目５番９号　黒姫荘７号
債務者　藤岡　昭一
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
川崎市川崎区大島１丁目６番７号　出雲荘
債務者　小笠原良八
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第６５１号
名古屋市千種区汁谷町11番地　リーデンスクエア茶屋ケ坂607号
債務者　堀尾　克己
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６５２号
名古屋市千種区汁谷町11番地　リーデンスクエア茶屋ケ坂607号
債務者　堀尾　真弓
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３５２号
愛知県常滑市北条１丁目122番地の２　レオパレス北条102号
債務者　中村　　充
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４２８号
名古屋市昭和区雪見町１丁目３番地の１
債務者　高松　　博
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４２９号
名古屋市昭和区雪見町１丁目３番地の１
債務者　高松　和子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５１号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3566番地21
県営武蔵ヶ丘団地31棟12号
債務者　三浦　良子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３８９号
熊本県宇土市松山町2099番地３
債務者　永山　一美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部